

令和元年第2回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和元年 6月12日（水）

日程 番号	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）	3
6		一般質問	4
7	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて 〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕	39
8	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて 〔平成30年度秩父別町一般会計補正予算（第9号）について〕	39
9	報告第 1号	平成30年度秩父別町繰越明許費に係る歳出予算の繰越した経費の報告について	40
10	報告第 2号	町出資法人の事業報告について	40
11	議案第28号	秩父別町森林環境譲与税基金条例の設定について	41
12	議案第29号	秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について	42
13	議案第30号	秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について	42
14	議案第31号	秩父別町多目的研修施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について	44
15	議案第32号	秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について	44
16	議案第33号	秩父別町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について	47
17	議案第34号	秩父別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について	47
18	議案第35号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	50
19	議案第36号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	50

日程 番号	議案番号	議 件 名	頁
20	議案第37号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	50
21	議案第38号	令和元年度秩父別町一般会計補正予算（第3号）について	51
22	議案第39号	令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	54
23	議案第40号	令和元年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	54
24	諮問案第1号	人権擁護委員の推薦について	55
25	意見案第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	56
26	意見案第3号	日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書	56
27		所管事務調査の申し出について （総務経済常任委員会・議会運営委員会）	57
28		議員の派遣について	57
		総務経済常任委員会調査報告書	59

令和元年第2回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和元年 6月12日（水曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 6月12日 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	尾垣義次君
会計管理者	宮武幸充君	企画課長	中野慎司君
住民課長	早川聡君	産業課長	竹内剛君
建設課長	永峰敏幸君	教育課長	笹木雄介君
農委会長	川上徳嗣君	代表監査委員	藤岡和正君

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

白木隆弘君

吉田悟君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

5番

6番

藤岡浩文君

中西伴浩君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

それではこれより、令和元年第2回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番 藤岡浩文君、6番 中西伴浩君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月13日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（白木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第1号、第2号の2件、報告第1号、第2号の2件、議案第28号から第40号までの13件、諮問案第1号の1件がございます。次に、意見案が2件ございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出について、議員の

派遣についてがございます。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、重要案件をご審議いただくため、第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただき、誠に有難うございます。5月31日の第5回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項について申し上げます。

最初に、農作物の生育状況についてご報告いたします。

アメダス深川観測所によります今年の冬の累積降雪量は、平年よりも1割以上少なかったものの、融雪期において低温で推移したことから、雪解けが遅れ積雪ゼロは、昨年より3日遅れの4月9日でありました。融雪後は好天にも恵まれ、播種や水田の耕起作業は順調に進み、移植作業においても昨年とほぼ同時期に始まりましたが、全体的に降水量が少なく干ばつ気味で推移していますことからか、露地作物の生育が心配されております。

農業改良普及センター北空知支所の発表による6月1日現在の主な農作物の生育状況であります。水稲に関しましては、移植作業後の生育は順調に進んでおり、草丈、葉数、茎数とも平年を上回り、生育進度は平年より4日早い状況となっております。

また、秋まき小麦につきましても、草丈、茎数ともに平年を上回り、生育は順調で平年よりも4日程度、進んでいる状況であります。

大豆につきましては、播種作業が順調に進み、作業は平年並みに推移しております。

ブロッコリーに関しましては、4月30日に定植作業が始まり、少量の病

害虫が散見されますが、防除が適正に実施され生育は順調に推移しております。

一方、花卉につきましては、5月17日からブルースターの出荷が始まり、その他の品種においても出荷の準備作業がなされている状況で、野菜類の作物なども含めまして、順調な出荷を期待しております。

本年は生産者各位の努力が報われ、実り豊かな出来秋が迎えられることを願いながら、農作物の生育状況の報告といたします。

次に、建設工事の入札結果についてご報告申し上げます。

初めに、6月7日に執行いたしました2件の入札結果について申し上げます。

1件目は町道2丁目路線舗装改修工事で、7条交差点から南側140メートルと留萌本線踏切までの北側300メートルの区間の舗装打ち換えを行います。落札者は興和建设株式会社、落札額は税込み2,298万2,400円、落札率は97.97パーセントで工期は6月11日から9月10日までとしております。

2件目は、中央西C団地町営住宅長寿命化改修工事で、中央西C団地の町営住宅3棟12戸の屋根の張替、外壁塗装などを行います。落札者は、北垣建設工業株式会社、落札額は税込み2,208万6,000円、落札率は97.94パーセント、工期は6月11日から9月13日までとしております。

このほか5件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料を配布しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（寺迫君）

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。藤岡浩文総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（藤岡君）

別紙により報告

議長（寺迫君）

ただ今の常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。
（なしの声）意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告
済みといたします。

（日程第6 一般質問）

議長（寺迫君）

日程第6、一般質問を行います。3番 眞島君の発言を許します。
3番 眞島君。

3 番（眞島君）

ただ今の議長のお許しをいただきましたので、2点ほど澁谷町長にご質問
をさせていただきます。よろしくお願いたします。

その前にあの、私もあの、このような場所でのこのように見ることやるこ
とすべて初めてでございます。更にはあの、非常に緊張してございますので、
まあお聞き苦しい点があるかと思えますけれどもご理解のほどよろしくお
願いしたいと思えます。

それではあの、まず1点目につきましてご質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、スマート農業の実用化に向けた取り組
みをとということでお伺いをさせていただきたいと思えます。

秩父別町の基幹産業であります農業において、農業者の高齢化、更には、
担い手の不足が心配されるところでございますが、現在、秩父別町の農家一
戸当たりの耕作面積は21ヘクタールを超えておると言われてございます。
22ヘクタールに迫る勢いと聞いてございます。面積の拡大により労働力不
足等々が大きな課題となっております。

今後は、ロボット技術、人工知能、更には、情報通信技術を活用するスマ
ート農業の取り組みが必要と思われます。

近隣の町では人工衛星からの電波を中継する電波基地局等を設置し、自動
操舵等の技術に取り組んでいると聞いてございます。秩父別町においても、
農業団体等と、またあの、関係団体との連携をしながら、スマート農業の実

践に向けてご支援等をいただきたいと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

眞島議員のご質問にお答えをさせていただきますけども。

全国的に、農業経営者の高齢化と担い手不足は、大きな課題となっております。

本町の農業委員会の調査によりますと、本町の平成31年4月1日現在の農家戸数は144戸、1戸当たりの平均経営面積は約21.8ヘクタールで、年々経営規模が拡大する傾向にありまして、労働力の確保と労働に対する負担軽減対策が求められております。こうした中、ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農業は、農作業の効率化と労働負担の軽減、作物の収量や品質の向上などに有効な手段として期待されており、町といたしましてもその可能性について調査を進めてきたところでございます。

議員ご指摘のとおり、隣の妹背牛町では既にGPSを活用した農業機械の自動操舵に取り組んでおりまして、本町でも農作業の省力化や生産性の向上につながる効果的な手法であると考えております。これらの技術に取り組むためには、衛星から位置情報を受信するための基地局と位置の補正情報を配信するシステム、農業機械に取り付ける自動操舵装置などの整備が必要でございます。これまで、位置情報を受信するための基地局の設置につきましては、町単独での整備も検討してまいりましたが、きたそらち農業協同組合が令和2年度から供用を予定している基地局が、秩父別町全域をカバーできるということございまして、北いぶき農業協同組合の組合員も利用できるという情報を得ましたことから、町内での基地局の設置は行わないとしたところでございます。

また、位置の補正情報を配信するシステムにつきましても、ホクレン農業協同組合連合会が、令和元年度から本格的にシステムを稼働させてサービスを提供しておりまして、有償ではありますがライセンス登録を行うこと

で使用できることから、位置情報を取得する環境は整うものというふうに考えております。

個々の農家の皆さんにつきましては、農業機械に取り付ける自動操舵装置や、位置の補正情報を配信するシステムのライセンス登録料等が必要となります。自動操舵技術に取り組むためには、高額な機器の購入に加えましてランニングコストが嵩むことから、費用対効果を考えますと、導入には非常に高いハードルがあるというふうに認識をしております。自動操舵の技術だけでなく、ドローンによる作物の生育状況の把握や薬剤の自動散布、水田の水管理など、スマート農業は農業生産活動の生産から出荷まで幅広く省力化が図られる技術として期待されておりました、その技術開発は日進月歩であります。

町といたしましては、スマート農業を推進するために何が必要なのか、北いぶき農業協同組合や農業者の皆さんの意向をお聞きしながら、支援について検討を進めてまいりたいと考えております。

今後も、本町の農業者の皆さんが意欲をもって農業を続けられるように、農業施策等の情報に注視しながら、農業団体と連携を図り、農業の振興と農業所得の向上に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。眞島議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長（寺迫君）

眞島君。

3 番（眞島君）

ただ今あの、詳しいご説明有難うございます。現在あの、非常に先程も申しましたけれども労働力不足、更には、人手不足が続いているというのが現状でございますし、今後、このスマート農業については、更に発展していくのかなど、国の方も2025年度には主要農家の実践という形を目指して取り組んでいるということを聞いてございます。

今後ともあの、国並びに、あの道、いろんな行政を通じて行政の方にもいろいろあの、お話がくるのかなと思いますけれども、その折には農業者にもいろいろな情報を教えていただいて、今後の農業のためにご支援をいただきたいというふうに思っております。

いろいろあの、農業団体との話も関係もございますけれども、それぞれあの、水稲でなく野菜、園芸、更には、いろいろな農作物にもいずれあの、スマート農業が取り組まれるのかなと思いますけれども、今後とも行政の力をお借りしながら努力していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、次の質問に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

議 長（寺迫君）

はい。

3 番（眞島君）

それでは2点目のご質問に移らせていただきます。

農村地区における、火災時におけるあの、水利の確保ということで町長にお考えをお聞きしたいと思います。

現在あの、秩父別町全域に防火水槽が20基、地下タンクに水が溜まっている防火水槽でございます。消火栓、水道管から直接汲み上げられる配管でございますけれども、全町で16基設置されていると聞いてございます。防火水槽につきましてはほとんどが市街地区の方に集中をしているということでございます。一部、農家にも1基あると聞いてございますけれども、ほとんどが市街地に防火水槽は設置されておるというふうに聞いてございます。

水道消火栓につきましても市街地区と一部の農家地区に設置されている状況ではございますけれども、市街地区の防火設備が行き届いていく中で、一方で、農家地区の火災発生の際、夏の間におきましては農業用水路に水が注水されているということもあり、農業用排水路に水がございまして水利の確保にはある程度、まあ、不自由はしないのかなというふうに思っておりますけれども、冬期間におきましては、非常にあの、排水路に水がないわけで、またあの、冬期間、非常にあの、雪の積雪が多くどこに水利があるのか、まあ非常にあの、確保するのに苦慮することが想定されております。

まああの、近くで水が確保できない場合につきましては、タンク車、更にはあの、水槽車による、まあピストン輸送によるそれぞれ水利まで行って給水作業が必要で、この給水場所が非常にあの、農村地区にはあまりないわけでございますので、より近いところに給水場所を作っていただくのが望まし

いかなと、まあ各コミュニティ会館など大型車が入るわけでございますので、それなりのスペースが確保された施設に防火水槽は高額と聞いてございます。しかしながら、どこの公共の施設にも水道管は通ってございますので、水道の消火栓等々があることが理想と考えるところでございます。

つきましては、農家地区の、特に冬の防火水利の確保に向けて取り組んでいただきたいと思いますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

ええと、眞島議員の２点目のご質問でございますけれども。

消防の使命は、火災や自然災害等あらゆる災害の発生時において、迅速且つ的確な対応によりまして被害を最小限に抑え、地域住民の方の身体、生命、財産を守ることでございます。

本町におきましても、火災鎮圧のために、町内各所に防火水槽、及び水道消火栓を設置しておりまして、市街地区はほぼ全域を防火水槽等で水利をカバーしておりますが、農家地区においては水利施設が少ない地域があるのが現状でございます。

しかしながら、近年の火災出動で水利を確保できなかったという事例はございませんで、近隣市町から消防車の応援と現場の水利で消火活動がなされているところでございます。

現在、深川地区消防組合全体で水槽車が積載できる水量は７０トンを超えておりまして、その内、秩父別支署は水槽車とタンク車合わせまして、１３トン有しております。町内で火災が発生した場合、まず秩父別支署のタンク車が現場に向かいまして、消火活動にあたりまして、同時にポンプ車も出動し、近くの河川等の水利を探し出して消火にあたっております。火災の状況によりましては、近隣市町の有する消防車にも出動を依頼しまして、消火活動の際に水が切れることがないように対応をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、現場近くに水道消火栓などの給水設備があることが理想でありまして、消火活動におきましては、非常に有益であると考えてお

ります。

しかし、水道消火栓につきましては、消防法の規定によりまして口径が150ミリ以上の水道管でなければ連結できないというふうに定められております。本町では、住宅の多い市街地区や高台への増圧が必要な東1丁目の3条から7条までは、その基準を満たす水道管が敷設されておりました、水道消火栓が設置されておりますけれども、国道から南側の農家地区につきましては、50ミリから100ミリの細い水道管しか敷設されておらずで、水道消火栓が設置できないのが現状でございます。

こうしたことから、水道消火栓の設置が難しい地域につきましては、人口等の推移も勘案しながら、防火水槽の設置についても検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、眞島議員のご質問に対する答えとさせていただきます。

議 長（寺迫君）

眞島君。

3 番（眞島君）

ただ今あの、消火栓については、まあ配管の、水道管の関係もあってできないということで、まああの、ちょっと私もその辺勉強不足かなと思いましたがけれども、まああの、特に国道縁にはまああの、太い配管がされているということも自分なりには聞いてございます。いろいろやはりあの、自分もそういう現場を見させていただきながら近くに水利が確保できない場合の応急として作っていただけるのが理想かなということでお願いを申し上げた次第でございます。

まあただ今あの、町長のご答弁の中に防火水槽等々の、まあこれからの設置も考えていただいているということでございますので、まあその辺はよろしくお願い申し上げたいなというふうに思っております。

秩父別の消防につきましては、設備につきましては町従来の理事者のご理解の基で素晴らしい最新の設備が整っているのかなというふうに自分でも思っておりますし、他の町村と比べましても引けを取らないほどの設備並びに職員、団員の優れた人材が揃っているわけでございますけれども、やはり、非常時の時に水がないというのは、その能力が発揮できませんので、今後と

もいろいろな面で消火活動、災害活動にご理解ご支援をいただけますようよろしくお願いを申し上げさせていただきながら、一般質問の方を終わらせていただきます。以上でございます。

大変どうも有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、眞島君の質問を終了いたします。

次に、8番 大野君の発言を許します。 8番 大野君。

8 番（大野君）

私も大変緊張しておりますが、私からは自然災害等から高齢者や子どもを守るための対策について町長にお伺いをいたします。

本年2月の町長選に立候補した際、町長が掲げた公約の一つにコミュニティを基盤とした防災体制の構築があります。これは、昨年9月の胆振東部地震や、近年、異常気象により全国各地において大規模災害が発生している現状から、高齢者や子どもを災害から守るため、地域における自主防災組織の立ち上げなど、災害に強い町づくりを念頭に置いた公約と、私は理解しております。

本町においては、昭和63年8月24日の集中豪雨によって水害が発生しておりますが、それ以降、約30年間、大規模な災害は発生しておりません。しかし、最近では50年に一度とか、かつて経験のしたことのないという表現で異常気象の凄まじさを伝えておりまして、こういった自然の猛威から町民を守るための対策は、高齢者が多い本町にとって喫緊の課題であります。

特に、災害の発生が予想される場合、町長は避難指示や避難勧告、避難準備、高齢者等避難開始といった非難情報を発令することになりますが、高齢者や障がいのある方、乳幼児を抱えているご家庭など支援を必要とする方々を迅速かつ確実に避難させるためには、地域ごとの自主防災組織の構築は極めて、まあ、効果的な対策と考えております。

そこで、自主防災組織についてどのような形で構築しようとしているのか、その手順などについて町長の考えているところをお聞かせ願います。

議 長（寺迫君）

町長。

町長（澁谷君）

大野議員のご質問にお答えをさせていただきますけども。

本町における防災体制は、町民の方の尊い生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定されました秩父別町地域防災計画によりまして、災害発生時における町民への呼びかけ、避難誘導、指揮系統等について明記をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、私はこの度の町長選挙におきまして、コミュニティを基盤とした防災体制の構築を公約に掲げ、自主防災組織の設立を目指するというふうに申し上げてまいりました。防災に対する考え方といたしまして、よく三助という言葉が使われておりまして、我が身や家族を守る自助、役場や消防などの公的機関による公助、そして地域の方々と助け合う共助であります。この共助というのが、具体的な形をとるものが自主防災組織でありまして、組織化されることによって、万が一の災害時に行政ではカバーしきれない高齢者等の避難の手助けや避難後のケアなどに大きな力を発揮することができまして、その必要性は極めて高いというふうに考えております。

しかしながら、道内の自主防災組織は組織率が低くて、また、組織があっても形だけというものが結構ありまして、災害発生時には実際に機能しないといった問題も抱えている地域もあると聞いております。

また、自主防災組織には自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づきまして、自主的に結成する組織でありますので、地域の相互連携、協力が円滑に行われやすい区域を設定することが、当面、望ましいと考えております。このことから、すでに共助の下地がある町内会、もしくは町内会の一部を単位として、そこをモデル地区として設定して進めていくことが適当なのかなというように考えております。

また、モデル地区の活動が軌道に乗ってまいりましたら、他の町内会にもそのノウハウを広げてまいりたいと考えております。災害時にしっかりと活動ができるような組織を作ることは容易ではないと思っておりますけども、やり方次第では、他に地域の絆を結び直すきっかけにもなると考えておりますので、町民の皆様と力を合わせて進めてまいりたいと考えております。

このような考えに基づきまして、現在、先進地の情報収集などを行い、今

後は専門的知識を持っております空知総合振興局の指導もいただきながら準備を進めてまいりたいと考えております。

また、組織の自主的な活動を永続するためには、町民一人ひとりの方の防災意識の向上が不可欠でありまして、そのためには、町民の皆様が真に自主防災組織の必要性を感じていただけるよう、今後も積極的に広報等での情報提供や、定期的に町民参加の防災訓練を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、大野議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

大野君。

8 番（大野君）

まああの、大変丁寧な答弁をいただきました。まああの、今、町長がおっしゃいましたけれども、私がこの議会でこの質問を取り上げたのは、町長の公約もあったんですが道内の組織率これが非常に低いんです。北海道の自主防災組織のカバー率、これちなみに全国平均が83パーセント、北海道は59パーセントということで、まあ、6割にも満たないということで、沖縄、青森に次いで全国ワースト3でございます。非常に災害が多い北海道でこういうその自主防災組織のカバー率が低いというのは、地域住民の皆さんの命を守るためにもですね、これは改善しなくちゃいけないと、まあそういうことで、私がここで取り上げたわけでございます。で、全道でその自主防災組織が全く構築されていない自治体、なんか35市町村あるそうですが、今後、大規模災害に備えるにはこういった地域住民の、町長もいいましたが共助ですね、やっぱり共助、お互い助け合う力そういうものが不可欠になろうかと思えます。まあ、いろいろとこの組織を作るには、いろいろと問題もたくさんあります。農村地域に比べて、まあ市街地はですね、住民と地域との関わりの希薄化だとかですね、或いはその、住民の高齢化によって防災組織の担い手がいない、或いはその、防災のノウハウを持っている人が少ないとか、まあいろいろ問題はありますけれども、これは行政の後押しで解決できる問題であろうかと思えます。

それでまあ、再質問する予定は無かったんですが、まあ、町長が非常に積

極的な発言をいただきましたので、一つだけ再質問させていただきますが、やっぱり町民の防災意識を高めるためにはやっぱり防災のですね、先進的な自治体だとかあるいは防災機関の関係者、こういった方を講師に招いて町民、まあ町民というけどもまあ、町内会の役員の方とかあるいはやはりこういう組織作るのには一番やっぱり、何ていうんですかその、高齢者が集団で入所している和敬園とかベニバラとかですね、まああのライフだとか、まあそういうところの関係者当たりも一緒に入ってもらって、で、そういう防災セミナーこういったものをつくり、やっぱり聞いてですね、やっぱり防災に対するノウハウをしっかりと身に付ける必要があるかと思えます。

そこでこういう防災セミナーを定期的に開く必要が私はあると考えますけれども、町長いかに考えるのかちょっと再質問をお願いします。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

まず1点目のあの、セミナーでございすけども、大変有益な事業だろうと思っておるんですが、ただ反面あの、動員かけてまでやっても効果が出るのかなという疑問をもっておりまして、今、先程申しましたように、ある地区を特定してそこを立ち上げていきたいと思っておりますので、その地区の方を中心とした小規模なセミナーというか勉強会をして、或いは段ボールベッドも買いますのでそれを含めて進めてまいりたいと思っておりますし、今組織率の話が出たんですけれども、私あの組織率、数字にこだわるつもりはございません。あの、大野さんに逆らうつもりはないんですけれども、組織率にこだわるつもりはございませんであの、道内でも組織率100パーセントという市町村が結構あるんですが、お聞きしましたらやはり規約があるだけとか、会員が何十人以上ですべてカバーしているというようなことで、まったく機能していないというのがあるものですから、そういったことでなく、本当に実効性のある組織を作りたいと思っておりますし、そのためには大野議員が今いわれていたようにセミナー、あるいは防災訓練等々も実施してまいりたい、そんなことも有益でありますし、それについてはまたあの、今年の予算で段ボールベッド等々も買わせていただきますのでそれらも活かし

ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（寺迫君）
大野君。

8 番（大野君）

まああの、今までこういう防災組織無かったわけでございますけれども、まあ是非、澁谷町長のお力で構築していただきまして、やはり町民、特に高齢者がですね、安心して末永くこの秩父別に住み続けることのできるような、そういう対策を是非お願いしまして私の質問を終わります。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、大野君の質問を終わります。

次に、2番 金子君の発言を許します。 2番 金子君。

2 番（金子君）

それでは議長からお許しをいただきましたので教育長に答弁をいただきたいと思えます。

私の質問事項でございますが、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

コミュニティ・スクールの導入についてということでございます。4月22日開催の第4回臨時議会におきまして、町長からは行政執行方針、教育長からは教育行政執行方針が示されたところであります。

今回は、教育長が示されました教育行政執行方針について質問をさせていただきます。重点施策の中で、コミュニティ・スクール、学校運営協議会というものですが、の導入が盛り込まれております。このコミュニティ・スクールは、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により設置が可能となったところであります。更に、平成29年4月の法改正により導入が教育委員会の努力義務となったというふうに理解をしております。

この質問をするに当たりまして、文部科学省及び北海道教育庁の資料を見せていただきました。その中で例えばですね、構成をするメンバーですが、

老人クラブの代表、商工会の代表などなど、学校関係者以外の住民も含めた構成が例として示されております。いろいろな立場の町民を教育委員会が任命し、委員がテーマに沿って熟慮と議論を重ね、校長が作成する学校運営の基本方針を承認、更には、学校運営について意見を述べるなど、地域が一体となってですね、子どもを育てる特色のある学校づくりを行う、そういうふうになっております。この制度が導入され軌道に乗った場合は、子ども子育て応援宣言の町にふさわしいものという思いがありますが、導入の際には学校関係者以外の町民も参画することから、町民の理解が不可欠であり、丁寧な説明をいただければと、そういうふうに思っております。

以下の5点についてご答弁をお願いします。

1点目でございます。本制度は、学校評議員、既に学校評議員制度、本町も導入しておりますけども、学校評議員よりも強い権限が付与されていますが、本制度導入により学校評議員制度が形骸化するのではないかと懸念をいたします。いかがでしょうか。

2点目でございます。本町には小学校、中学校各1校ですが、それぞれの学校に導入するお考えでしょうか。

3番目でございます。北海道教育庁が平成30年10月9日に発行した広報CS通信、まあ、コミュニティ・スクール通信というのを教育庁で発行しておりますが、道内では平成30年9月1日現在で、幼稚園、高校を含めて453校、札幌市は政令指定都市なので除かれているようですが、まあその中で導入率が27.5パーセントだそうでございます。道内各協議会の取り組みを幾つか拝見をさせていただきました。それぞれ特徴のある活動内容がありました。本制度に向けて、教育委員会としてコミュニティ・スクールに何を指すのか具体的に考えがあれば聞かせていただきたいと思っております。

4番目でございます。組織を構成するメンバーでございます。先程も冒頭申し上げましたけども、一般の町民の方も入っていただくことになろうかと思っておりますけども、その既存の組織を活用するのか、それとも新たにまったく新しいメンバーを任命をしてやっていただくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

最後でございます。既に設置されている協議会では導入までに1年から3年を要しているようですが、導入に当たってスケジュールをお示しいただきたいと思っております。

以上、5点について答弁をお願いいたします。

議 長（寺迫君）
教育長。

教 育 長（小林君）

それでは、金子議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、学校評議員制度の形骸化についてであります。学校評議員制度は、学校評議委員である保護者や地域の方が校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対して、コミュニティ・スクールは学校運営、教職員人事について一定の権限を有する合議制の機関であり、その役割は異なるものであります。

しかしながら、学校評議員制度には保護者や地域住民等が学校運営や教育活動などについて意見を述べたり、必要に応じて協議したりするというコミュニティ・スクールという類似の仕組みがあることや、新たな委員の選出は避けたいとの思いなどから、これまでの学校評議員制度を有効活用したいと考えております。従いまして、保護者や地域住民等の意向を反映し、学校としての説明責任を果たすという学校評議員制度の趣旨は、コミュニティ・スクールに移行しても必ず活かされるものであり、既存制度が形骸化することはあり得ないと確信しております。どうか金子議員のご理解をいただきたいと存じあげます。

次に、小、中学校への導入についてであります。コミュニティ・スクールは、通常、教育委員会が所管する学校ごとに設置するものであります。本町の場合、小、中学校の運営に関し相互に緊密な連携を図る必要があることから、小、中学校合わせて1つのコミュニティ・スクールを置くことが望ましいと考えております。

次に、コミュニティ・スクール導入後、何を指すか、つまり教育委員会がどのようなことに取り組むかということについてであります。教育委員会といたしましては、小、中学校、地域がコミュニティ・スクールを推進していくための条件整備やネットワークの構築、研修機会の確保などに積極的に関与し、町全体でコミュニティ・スクールの活性化の促進に努めてまいります。また、具体的な取り組み内容ですが、私としましては、郷土を愛し発

展させていこうとする気持ちを子ども達に育むよう、秩父別の自然や文化などの教育資源を活用した学習や、先人たちの歴史に関する学習など、本町の特色を活かした取り組みが望ましいのではないかと考えております。しかしながら具体的な取り組みは、各学校が保護者や地域住民等の支援を受けながら協議等を通して決定していくものでありますことから、今後のコミュニティ・スクールに委ねたいというふうに考えております。

次に、コミュニティ・スクールの委員につきましては、保護者や地域住民など校長の推薦により教育委員会が任命いたしますが、コミュニティ・スクールの導入に際しては、先程もお話したようにですね、本町の現状を考慮し、現在の学校評議員をそのままの委員に任命したいというふうに考えております。

最後に、導入に当たってのスケジュールについてであります。これまでの既存のですね、学校評議委員制度を活用したいことや、学校の負担等をできる限り少なくしたいとの判断から、来年のですね、2月に開催します第3回学校評議委員会における校長の基本方針の承認をもって導入したいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、コミュニティ・スクールの趣旨とその教育的効果が、多くの方に少しずつ浸透するように様々な工夫を図ってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、金子議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（寺迫君）

金子君。

2番（金子君）

有難うございました。学校評議員を発展させたメンバー構成ということでよろしいかと思えます。それを聞いてですね、まあ私も理解をさせていただいたところでございますが、学校評議員さんは基より社会教育委員さん、もちろん教育委員さんそれぞれですね、識見の高い優秀な方が皆さんいらっしゃいますので、まあそういう方を是非ですね、メンバーの中に入れていただ

いてですね、何ていうんですか、力強いこう、コミュニティ・スクール、学校運営協議会設立に向けて頑張っていたきたいと思います。

それとですね、もう一点あの、資料にですね、コミュニティ・スクールの導入に向けてですね、小中一貫教育を実現するためにという文言も文科省のパンフレットにあるわけですけども、こういうことについては議論をする予定でありますか、教育長の考えで。

議 長（寺迫君）
教育長。

教 育 長（小林君）

ええと、小中一貫教育ですね。まあこれはですね、このコミュニティ・スクールと同じものというよりはですね、こういったようなケースもですね、コミュニティ・スクールの中で検討していくことができますよという、そういう趣旨で捉えていきたいと思います。というのは、コミュニティ・スクールそのものはですね、先程もお話したようにですね、学校とその担当の委員の方がですね、自由にこう意見を交わしながら先程熟慮と行ってましたけども、そういった協議を通してですね、決めていく、考えていくというそういう方向性のあるものなので、最初からこれできますというような形で上からですね、例えば教育委員会がこうしてくださいというものではないんですよ、ええとおそらく秩父別町に合ったですね、要するに一番形として望ましいものをですね、これから協議する中で考えていってもらう、その中にもしかしたら小中一貫ということもですね、あればそういうことも論議していいのかなとそういうふう考えているところであります。

よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

有難うございました。先程、私も冒頭申し上げましたけども、地域一体となって子育て、特色のある学校、これは本当に私も賛同させていただきたい

と思いますけども、あのまあ、新しい組織を作るということは本当にエネルギーが必要だと思います。その分ですね、十分事前に町民に説明をしていただいてご理解をいただいた上で進めていただきたいと、そういうふうな意見を申し上げて一般質問を終わらせていただきます。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、金子君の質問を終わります。

次に、4番 岡崎君の発言を許します。 4番 岡崎君。

4 番（岡崎君）

議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

先に、もう3名の方が質問をされている間ですね、多少緊張はしてたんですけども、いざ自分の番が近づいてまいりますと非常に緊張してまいりました。質問したい内容が十分伝わるかどうかわからないんですけども、引き続きあの、教育長さんにお伺いをいたしたいと思います。

ふれあいプラザの管理についてでございますけども、ご案内の通りふれあいプラザは平成5年に建設をされたものでございます。室内の運動場ということでその優位性を発揮いたしましてですね、町内のとんでんまつりを中心とする各種のイベント、更には、野球を中心とした競技の練習、それから時には農機具等の展示会、更にはあの、近年では町内会等のレクリエーションに利用したりという形です、非常に多くの方々に利用されてございますし、ゆう&ゆに宿泊をして、あそこで合宿をするというような形でも利用されているのかなというふうに思います。

それで、近年、ここベルパークちっぷべつこれの完成もありましてですね、あの付近、ふれあいゾーン21といったと思いますけども、あの付近に予想以上の方々が訪れましてですね、温泉、パークゴルフ場、スポーツセンター等々の利用者の数を見ると、まさに秩父別の中心となる顔となる場所というふうに、そういう場所にあのふれあいプラザがあるものというふうに思っております。しかしですね、よく外観を眺めてみますと非常にあの汚れ、劣化これらが目立つわけですね。特に建物の南側、多分、私の予想では屋根の錆が剥がれ落ちたものが壁に張り付いてですね、黒い染みになっているんでな

いかなというふうに見えますし、更には塗装が、特にあの、柱の部分の覆っている外壁これらの塗装が剥がれてですね、非常に見づらい状態になっていると、うちの町の中ですね、中心的なところにある施設としては非常に好ましくないのではないかなというふうに見たところでございます。

それから中でございますけども、土が、ソイレックスという土を確か使っているはずでございます。それで何回かあそこを訪れた時にはですね、かなりあの、でこぼこいいましようか、極端なでこぼこではないんですけども大きな不陸がある、或いは硬さがですね、非常に硬くなっているあの中で野球等の練習をする方々がちょっと硬すぎて困るというような話も聞いてございます。このソイレックスにつきましては、私の昔の経験では10年サイクルぐらいにですね、トラクター等で起こして不足した土を入れて均平をとるといような形が必要だよというふうにいわれてございます。特にあの、土間ですので雨が当たりません、屋根が付いておりますので、まあそれはあの、散水等でですね、管理をしていただいておりますけども、まあそれにしても10年ぐらいが限度であろうというふうにいわれてございます。中に入って見ますと、外側の基礎と中側の土間との段差がですね、かなりきつくなっておりますし、これは土が痩せたせいかなというふうに思われます。何とか正常なスタイルに戻す必要があるんでないかなというふうに思う訳でございますけども、これらの屋根、外壁を含めた土間も含めたですね、補修等の考え方があるのかなのか教育長さんにお聞きしたいとこのように思いますのでよろしくお願ひします。

議 長（寺迫君）

教育長。

教 育 長（小林君）

岡崎議員のご質問にお答え申し上げます。

平成5年11月に竣工したふれあいプラザは、ふれあいゾーン21の交流拠点施設として、今日まで地域産業の振興、町民の健康増進と福祉向上に大いに活用されてまいりました。特に学校の長期休業期間中においては、合宿の予約が多数入り、その多くが札幌圏からの合宿であるなど交流人口の拡大にも大きく寄与しているところであります。利用者数の推移を見ましても、

平成28年度の12,711人から平成29年度は14,061人、平成30年度は15,094人と子ども屋内遊戯場ちっくるのオープンと併せて増えてきている状況にあります。また、昨年度の利用内訳は、年間で260団体の利用があり、町内の野球利用がその内57パーセント、合宿利用が17パーセント、焼肉利用が16.5パーセント、残りがお祭りなどのイベント利用とされております。

議員のご指摘のとおり、ふれあいプラザの外壁の状況は、ガルバリウム板塗装部の色褪せや軒下の雨だれによるくすみ、柱部分のモルタル塗装部の色落ちなどの老朽化が進んでいる上、塗装工事の他にも目地補修を要するなど施設保全工事には多額の費用が見込まれるところであります。

また、内部の土間の管理状況につきましては、平成22年10月に243万6,000円をかけてスポーツグラウンド用土壌であるソイレックスを20パーセント、左官砂30パーセントをふれあいプラザの現況土に混ぜ込む土壌改良工事を行っております。また、平成27年と28年にはエアレーション機器を使った表土の攪拌作業を実施し、それ以降は、補充用のソイレックスを購入し、低い部分への土入れで対処しているところであります。

しかしながら、ご承知のとおり、ふれあいプラザに限らず本町の公共施設やインフラは、多くがこれから耐用年数を超え、大規模改修や建て替えが必要となってまいります。

町では、これからの公共施設の在り方について、平成29年3月に秩父別町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設やインフラを管理していくための基本計画としております。この計画を実効的に進めていくため、令和2年度までに、統廃合も含めて施設ごとに改修、更新、長寿命化についての検討を行い、金額や改修等の方法を定め、それに従って町全体の公共施設等を管理運営していく個別施設計画を策定することとしております。ふれあいプラザもその中で具体的な改修方法等について検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。岡崎議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）

ただ今お聞きいたしますと、平成29年に策定された公共施設維持管理の計画でしょうか、こういうのが既に町の方にあるということでございます。申し訳ございませんが勉強不足でその辺は承知してございませんでした。ただその中には当然、今おっしゃったようにふれあいプラザも、その公共施設という形でいつどのような形で補修するのかというようなことは、多分スケジュールの中に盛り込まれているのではないかなというふうに思います。

ただですね、今現状、非常にあの、見た目がみすぼらしいといたら何なんですかけれども、あれだけ多くの方が訪れる中でですね、どうしたのかなという感じがするわけでございます。費用もですね、多分、私が今いったように屋根、外壁の塗装あるいは内部のソイレックス等を全部やり返るというような形になれば、多額の費用を要することになるのですね、なかなかあの、財政状況厳しい中踏み切るのは躊躇されるのかなというふうに思いますけども、まああの、この維持管理の計画でしょうか、この中ですね、優先順位がどうなっているのか分かりませんが、まあ、できるだけ上位の方に入れていただいでですね、早い時期に本来の健全な姿に戻していただければなというふうなことをお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

次に町長にお伺いいたしたいと思います。

アズマヒキガエルの件でございます。私あの、秩父別町にこのアズマヒキガエルなるものがですね、いるというのは全然認識がございませんでした。ただ、ある町民からですね、現状を知っているのかと、見に来いというような形で見に行ったのが始まりでございまして、そのことにつきましてご質問させていただきたいと思います。

いろいろ調べてみますと、道の指定外来種でありますアズマヒキガエルが石狩川流域の旭川で数十年前に確認され、近隣の深川市では2012年ですか、に大量に発生して、本町においてもですね、数年前に確認されたようがあります。秩父別町においては、昨年6月と今年4月の広報でですね、町民に対して発見した時には住民課に連絡を願いたい旨の周知をしておりますが、どの程度のこの発見の連絡があったのか、あるいは捕獲されたアズマ

ヒキガエルはどのぐらいいたのかということ、まずお伺いいたしたいというふうに思います。

アズマヒキガエルにつきまは、生態系に悪影響を及ぼし、皮膚の表面のイボ等からですね、毒を出し、毒が人間の目に入ると失明の恐れもあるというふうにいわれてございます。ただそんな中ですね、昨年、ベルパークちっぷべつのキャンプ場付近で子どもが1匹確保してですね、教育委員会に持って行ったというふうに聞いてございます。町の中にもアズマヒキガエルがいるということは、町内にかなりの数がいるのではないかなというふうに思う訳でございますけども、大変困惑しているところでございます。

まあ、深川市では、深川ひきがえるバスターズなる組織がございまして、駆除を行い相当の成果を挙げていることが新聞であるとか、テレビ等で報道されておりますけども、本町においてはこのアズマヒキガエルに対してどのような対策を講じるべきかと、お考えになっているのかお伺いいたしたいと、このように質問をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

アズマヒキガエルでございまして、北海道に元々生息していない国内外来種でございまして、近年道内の各地で散見されるようになりました。道では、このカエルが北海道の生態系に著しい影響を及ぼす可能性があるとして、平成27年12月に北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく指定外来種に指定し、これ以上生息域が広がらないよう取り組んでいるところでございます。指定外来種は、野外に逃げ出したりしないように適切な飼育や栽培、保管、運搬が義務付けられており、野外に放したり、植えたり、蒔いたりすることが禁止されてございまして、違反者には、罰則規定が設けられているところでございます。

また、アズマヒキガエルは活動期のほとんどを林や原野等人目のつかない場所で過ごし、オタマジャクシや卵については他の在来のカエルと見分けることが困難であることから、生息実態が正確に把握されておりません

で、北海道におきましても、今後の対策に活用するために、情報収集を行っている状況でございます。

議員からご質問にありました、本町での連絡状況と捕獲数につきましては、平成30年度に町に連絡があった件数は、4件で、捕獲数は、生体1匹、卵15キログラム、オタマジヤクシは多数でありまして、本年度は現在1件の連絡がございました。アズマヒキガエルは国内に広く分布しておりまして、多くの日本人が身近に接している生物であることや生態的に夜行性で日中はあまり目にするのではなく、毒を持っているとしながらも、自身が命が危ういという危険が迫らない限り毒を分泌することはないことなどから、人々の日常生活に大きな影響を及ぼすことはないとされております。

しかし、長期的にみまして北海道固有種の数減らす可能性など、北海道独自の生態系への影響が懸念されていますが、未だ不確かな状況でございます。現在のところ、公的な措置は、北海道生物多様性保全条例による放逐の禁止等のみでございます。情緒的な情報を含むことに基づきまして、一種の生物を排除することに抵抗を感じる方もおられるようございまして、行政が率先して駆除を行うことは十分な配慮が必要というふうに考えてございます。

また、深川市、滝川市、旭川市など石狩川流域の近隣の市町村におきましても、直接的な農業被害、環境被害がないことから同様の措置をとっておりまして、アズマヒキガエル対策については、民間の有志による活動が主であると聞いております。

しかしながら、本町といたしましても、有志による民間活動への助成、協力等を行うことは必要であると考えておりますので、今後、団体等が設立された場合には、人的、金銭的にも協力をしてまいりたい所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

ただ今あの、ご答弁をいただきましたけれども、まあ、行政では極端にいうとあまり関わらないと、団体ができればその活動に対する助成等というよ

うなことでございますけれども、私がですね、今調べたといひましようか、私の頭の中ですね、町内のそのため池でしょうか、アズマヒキガエルが繁殖する場所というのは、主にため池、水たまりだと思ふんですけども、うちの町のその、山間部といひましようか、あそこで大体ほぼ18か所ぐらいため池があるんですよ。その中の6か所ぐらいはですね、まああの、石狩川の砂防ダムであったり或いは中山のため池であったり、滝の上の水天宮のところの池であったりという形で、まああの、公共性があるものとそれから個人の所有ではないため池なんですけども、残りの12か所につきましてはですね、全く個人の所有のため池でございます。

それでその、アズマヒキガエルの発生状況がどうかというようなことを見に行こうとしてもですね、個人の土地ですから基本的にまああの、立入は本人の地主っていひましようか、持ち主の許可がなきゃできないというのが原則だというふうに思ひます。それで私もですね、今年一度見に行こうかと思つたんですけども、ご存知の通りなつみの里で熊が目撃されたとか、或いは町道に熊の糞があつたというような形でですね、山の中を少人数、一人や二人で歩くのがですね、非常になんか今年の場合は特に危険っていひましようか、気分的に行ける状態ではないなというふうに思つたところでございます。

それで今、町長がおっしゃるような形でですね、そういう団体が出ればということでございますけども、まああの、多くの人数でやはり調査なり駆除なりを行うのが基本であるかと思ひます。それでそのためには先程お話ししました通り、ため池そのものが個人の所有でございますので、その人方も含めた組織づくりが必要かなと、立入するためにはですね、それでまああの、その組織づくりの何ていうんですか、音頭を取るのをですね、町にやっていたのがベターでないかなというふうに私は考へます。例えば私個人が組織を作り上げてですね、行くというようなことよりも町が音頭を取りですね、ため池の所有者の方々を含めた組織づくりをすることがベターではないかというふうに考へますけども、その辺のお考へはどうでしょう。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

今の答弁です、あの、申しましたように例えば民間の方が団体を作っていた時に町が支援をすることはやぶさかではないと申し上げましたけれども、例えば、団体のとといいますか、そのボランティアの方が組織を立ち上げた時に3人しかいませんと、5人しかいませんと、そうした時に例えばその職員がですね、町の職員が10人行くことはやぶさかでないし、ただ町が主体となってそれを獲ることに対してアレルギーをもっておられる方もおられることはまずご理解をいただきたいと思っておりますし、あの、団体つくるために町が音頭を取ってということでございますけれども、町が取るというよりもどなたかがやはりやっていただくことに対して町があくまでも応援をするという形でさせていただきたいというふうに思っておりますし、町が例えば新たに団体をつくるのが良いのか、或いは今ある、既にあるボランティア団体、或いは何らかの形の団体の方をお願いをするのが良いのか分かりませんが、町が先頭をとといいますか、主体となって団体をつくるということは少し時間をいただきたいというふうに思っております。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）

ええと、私が言いたいのは町が作れという意味ではなく、そういう組織づくりのですね、まああの、段取りというんでしょうか、これを町にさせていただいた方がですね、良いんじゃないかなという考え方なんです。

例えば、まったくの個人の方がですね、組織をつくろうよというのは非常に先程申し上げました通りため池等の調査をするとしても個人の土地ですので、そこに立入することは非常に困難だと思いますので、まああの、何とかそういう組織づくりの何ていうんですかね、音頭取りっていうんでしょうか、町がその中のメンバーに入るのも構わないんですけども、最初のきっかけづくりっていうのは町にさせていただくことが私はベターじゃないかなというふうに思うんですが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

あの、おっしゃることは分かりました。ただあの、被害の、まったく今のところ被害というものが、農作物被害の影響もないということでございますので、それらにつきましてもあの、町がどこまで応援できるのか、或いは岡崎議員がいわれたのはおそらく団体を作るために町として段取りというか、まあ事前の準備をしていただきたいということだろうと思っておりますので、それら既存の団体が良いのか或いは新たに団体を作った方が良いのか、その辺も含めてですね、しっかり検討させていただきたいと思っております。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

有難うございました。できるだけあの、そのような形で進めていただければというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、岡崎君の質問を終わります。

午前 11 時 20 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 10 分

再 開 午前 11 時 20 分

それでは、再開いたします。

次に、5 番 藤岡君の発言を許します。 5 番 藤岡君。

5 番（藤岡君）

議長のお許しをいただきましたので、私から一般質問をさせていただきたいと思っております。文章朗読によって質問と代えさせていただきますのでよろしくお願いたします。

幼保無償化による財源で新たな支援策をと題しまして、今日まで、秩父別町では他市町村に先駆けて子育て支援の政策を数多く実施され、子育て世帯の負担軽減と少子化対策や移住、定住につながる実績を数多くあげてこられましたことは、大変に素晴らしく誇りとするところであります。

しかし、時代の流れとともに、少子化、夫婦共働き等が増え、移住、定住政策等が功奏して保育需要の増加とともに、未満児の入所や一時保育が増えています。秩父別町認定こども園くるみにおかれましては、限られたスタッフや施設の中、最大限の保育に取り組んでいただいております。そして政府は、消費税を10パーセントに上げることに合わせて、幼児教育の無償化を決定いたしました。このことにより、入所希望者が増えることに対し、多くの課題もみえてくることになると思われまます。

そこで、この無償化によってできた財源を活用し、昨年、制定されました子ども子育て応援宣言の町の名により相応しい、そして移住、定住につながる新たな支援政策等に充てるべきと考えます。

町長の考えをお伺いしたいと思っております。

議長（寺迫君）

町長。

町長（澁谷君）

藤岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

国は、子育て世代を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の段階的な無償化を一気に加速することといたしました。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものであります。本年10月1日からは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子ども達の利用料を無償化及び0歳から2歳児の子ども達の利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されること

となります。ただし、通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外となっております。このように10月から幼児教育、保育の無償化となるわけでありますけれども、保育の条件は以前と変わるわけではなく、入園するには、保育の必要性が認められなければならず、入園児童数につきましては、現在の利用状況が大きく変化することはないと推測をしております。

また、今回の無償化に係る国、地方の負担割合の基本的な考え方が示されましたが、公立の保育所、幼稚園につきまして市町村が全額負担することとなっております。地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上いたしまして、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保した上で、地方交付税による財源調整を行い、個々の団体に必要な財源を確保することになっていることから、まったく新しい財源が生まれるとの認識は持っていないところでございます。

一方、本町ではこれまで、全道の自治体に先駆けて、様々な子育て支援施策を実施してまいりました。保育士についても、国の配置基準を上回る人数を配置し、質の高い保育を実施してきているとともに、多子世帯軽減についても、国、道の軽減策に上乘せして実施してまいりました。

また、保育料につきましても国の基準額より50パーセントから70パーセントを減額してきたところであります。このように本町では、独自の取り組みで無償化や負担軽減を行ってきたところであり、今般の無償化がこうした取り組みと相まって子育て支援の充実につながるようにしていくために、今般の無償化により本町独自の取組の財源につきましては、引き続き保育の質の向上に努め、保護者への負担軽減策を継続するとともに、今般の食事の提供に要する費用の取り扱いの変更により新たに利用者負担が発生することになる副食費につきましても、従前のように町独自により無償とすることと考えております。

また、満3歳未満児で無償化の対象とならない幼児につきましても従前同様に町独自で保育料の軽減を実施してまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（寺迫君）
藤岡君。

5 番（藤岡君）

町長、有難うございます。本当にあの、町独自の政策がたくさん実施されていたいて子育て世代の方達には、本当に有難い状況ということは私も十分理解をさせていただいているところでございます。

昨年、一昨年と屋外、屋内遊戯場が完成しまして、それにつれてたくさんの方々が集っていただいております。これに合わせて子ども子育て応援宣言をされたということで、ますますあの、移住、定住が増えてくるんだろうと、私個人的には思っております。そうなりますと、まあその辺、何人増えるという計算はなかなか難しいんでしょうけども、せつかく多額のお金を掛けて設備したわけですので、その辺も先々増えるという予想の基でいろんな政策打っていく、やっぱり秩父別良いよねというふうな政策にしていくということが、一番大事なのかなというふうに思います。

先程、町長の方からは新たな財源はそんなに期待できない旨の答弁がありましたけれども、実際いくらぐらい浮くのかという部分も分かりづらい部分もあるんですけども、何がしかの部分はあるというふうに伺った経過もあります。少しでも今回の政策で出た金額は他の予算に回さないで子育て支援の方に、政策の充実のために使っていただくというようなことを中心に、念頭に考えて今後の政策の運営に当たっていただければなというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひますし、今の保育士、介護も含めて処遇改善というふうにも国の方も努力していただいとります。なかなかあの、実際に給料が上がっていないというような保育士の先生方の話も伺っております。まあ、いくら上がればいいのかというようなことにもなってきますけれども、やはりあの、秩父別に来れば給料良いもんねというようなこともPRしていただけるような政策といいますか、そういうような進め方も当然必要でありましょうし、人口もその分増えていくことにも繋がるのかなというふうに思ひます。どうしても田舎の保育所、いろんな施設にはなかなか応募が少ないというようなことも聞いております。最近の大学っていいですか、そういう所にもたくさんPRもしていただきながら確保に努めていただければなと、そういうところの政策にも予算の考えも回していただければなというふうに思ひたりもしてしておりますので、これはあの、答弁いただかなくても結構ですけども、今後の検討をいただきたい、努力していただきたいということを申し上げまして一般質問に代えさせていただきます。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、藤岡君の質問を終わります。

次に、6番 中西君の発言を許します。 6番 中西君。

6 番（中西君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問内容につきましては高校等へ通学するための定期代ならびに下宿、寮への助成についてということで質問をさせていただきます。

秩父別町では、子育て支援水道基本料金全額助成や、高校3年生までの医療費助成など、多くの子育て関連の事業を長年続けて来られ、今年1月には、子ども子育て応援宣言を行うなど子育て世代には住みやすい町になっていると感じていますが、子ども達が願う大学への進学や企業への就職のために、中学校卒業後、滝川や旭川、それ以外の遠方の高等学校や専門学校に通う子ども達が増えてきています。

そんな子ども達や家族のために、通学の定期代の助成や下宿や寮への助成が必要と思うのですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長へ質問です。よろしくお願いたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

中西議員のご質問にお答えさせていただきます。

私は選挙で変化を急がずに町政を進めると申し上げてまいりまして、多くの事業につきましては、昨年度の事業を踏襲し、本年度予算を編成させていただいたところでございます。

その中でも重点施策の一つでございます子育て支援につきましては、幼少期では、出産祝金の支給や各種予防接種費用の助成、保育料の独自軽減を継続し、本年10月からは国の幼児教育、保育の無償化に加えまして、食材費の無償化を継続実施いたしまして、利用者負担の軽減を図ってまいることと

しております。小、中学生に対しましては、新入学児童、生徒への支援として、小学生には学用品のセット、中学生にはジャージ等を祝い品として贈呈しておりますほか、給食費につきましては、北空知圏学校給食組合で提供する給食費値上げ相当分を助成させていただきます。

また、高校生までの子育て世帯につきましては、お子様の医療費の無料化、水道基本料金の全額助成、インフルエンザ予防接種費用の助成などを実施してまいりますし、加えて、子育て世代への移住、定住策といたしまして、家賃、引越し費用の助成や、子育て世代の町営住宅入居におけるストーブやボイラーなどの設備の充実、新築住宅の取得においては、子どもの数に応じた加算制度の補助金を設けるなど、子育てに優しいまちづくりを進めているところでございます。

さて、議員のご質問でありますけれども、本町に住所を有する本年度の高校生の総数は42名で、主にJR等の公共交通機関を利用して深川、滝川、旭川方面に通学されている生徒は33名、その他下宿や寮等に入られ通学している生徒が9名と把握しておりますが、本町には高校がないことから、すべての高校生がJR等の公共交通機関により、或いは下宿等により通学されており、ご家庭のご負担が大きいことは十分承知いたしております。

しかしながら、本年度の行政執行方針で触れさせていただきましたけれども、今日の社会的、経済的情勢において、すべての施策を展開することは困難であると思われまして、今はあれもこれもからあれかこれかの選択をしなければならない時代であります。前段申し上げた取り組みのとおり、本町では、通学費の助成は実施しておりませんが、子育て世代に対する一定の支援をさせていただいているところでございます。

議員からご質問のありました通学費の助成につきましては、これまで本町が実施してきた子育て支援事業の全般的な評価、検証をした後、新たに検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）
中西君。

6 番（中西君）

ご答弁、大変有難うございます。確かにうちの町の子育て支援の事業というのは多分、近隣町村と比べても大変充実したものがあるだろうなどは感じております。多分それが去年の人口減少に影響を与えている、去年はプラスという形に表れたんだらうなどは感じてはおります。

ただあの、この質問自体、私、実は6年ぐらい前に一回しようと考えたことがあったんですが、やはりこの町の子育て支援事業の充実度合から見た時に、この交通費の助成というものを質問した時に、町民からまたかというようなことを感じられるんじゃないかということもあって、自分自身の中で質問を一回控えたことがあります。

じゃあ何で今回したのかっていうことなんですが、議員を4年間やってなかった時期に私の子ども上の二人の子どもが高校に通うようになりました。上のお兄ちゃんは先生になりたいということでしたので、迷わず滝川の高校に通ったんですが、下の子はバレーもやりたいし何かものづくりもやりたいということで高校いろいろ迷った中で高校を選んで、今、旭川の高校に行っております。で、そのような中でその同級生の子ども達の動向をみて、まあ或いはこの秩父別以外の中学校の子ども達の動向を見た時に深川以外の高校を選ぶ子ども達、まあそれを先生たちも推薦しているんだらうと思うんですが、そういう環境がどんどん出てきていて深川以外の例えば滝川、旭川の学校を目指す子ども達が増えてきているんじゃないかというふうに、ちょっと感じております。

じゃあそれが何故なのかと考えた時に、この北空知に、まあ、進学はまあ、道内、道外含めて今まで通りだとは思いますが、就職にしてもこの北空知管内に多分、中学生の子ども達が思い描いている職業になりたいと思うような企業が無くなってきているんじゃないのか、だからせめて滝川、旭川だったら地元の採用という形で入りやすく環境がでてくるんじゃないかというふうに、先生たちが指導するようなこともあるんじゃないのかなと、ちょっと考えすぎかもしれませんが、で、考えた時に小学校、今うちの小学校、少年団が野球以外みんな他の町との連合となっております。中学校も今、吹奏楽部以外連合となっております。親たちはその連合になったところに送り迎えをしているという中で、うちの町に対する転出ということに関してのハードルが下がっているような気がするんです。そこに持って来て今度高校が深川ではなく滝川、旭川を選ぶという感じの、その何ていうんですか、進学パター

ンがもし親の中で定着したとなった時にうちの町に転入してまで住みたいという感覚が今までのように続くのかって、それがちょっと心配なんです。でするので、今すぐやってほしいとはいいません。

ただあの、今までのような転入が続くという安心感だけで行政やっていってもらえんじゃなくて、これからは転入も減るだろうし、で、転出を何とか抑えたいという感覚で、あの、子育て支援の方であり、そういう今回の交通費の助成でありというものも将来的には考えていっていただきたい、少なくとも今住んでいる人たちが転出しないような環境を作っていただきたいということで今回質問をさせていただいておりますので、あのまあ確かに今、財源がやっぱりあることですので、今すぐやりますという答えはでてこないと思うんですが、長い目で見た時に将来子ども達、或いはその子ども達を育てている親たちの世代が転出しないように、やっぱりこの町に住んでいたいよねといってもらえるような町であり続けていってもらいたいということで、今回こういう質問をさせていただきましたので、あのまあ、今回まあ、将来のことはこれからまたいろいろ考えるというご回答をいただきましたので、これ以上詰めていつまでにとかっていう再質問はしたいと思いませんのであれなんですが、少なくとも今住んでいる人たちにはこれからも住み続けたい、で、周りに住んでいる人たちは秩父別ってやっぱり住み続けて良い町なんだね、じゃあうちも私たちもまあ、深川よりは秩父別に住もうかって言ってもらえる町であり続けていただきたいということでの質問ですので、先程の多分、答えの中でそれは多分含まれていると思いますので、油断なくこれからも子育て世代が、と、それを見守る世代の人達がこの町の住み続けたいと思えるような町の助成制度であり、そういうものを続けていっていただきたいという思いで、今回させていただきましたので、ちょっと伝わりづらかったかもしれませんが、そういう思いでさせていただきましたので、もし何か再質問なんかありましたらお答えいただきたいんですけども。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

あの、転入、転出の話でございますけども、転出される方、或いは転入さ

れる方、決して高校生がいる世帯ばかりではないということがまず一点と、ちょっと良いですかね、通学費ってというのは深川は対象でないんだ、旭川、滝川を考えているんだ。

6 番（中西君）

深川も含めてですけど、定期代っていうのが入ってきまして。

町 長（澁谷君）

それですね、あの、近隣調べたら沼田と北竜さんがやっているのは事実なんですけども、私ども決してあの、今中西議員が言われたようにうちの町が子育て支援が他の町に後れを取ってるとは思っておりませんし、決してあの、今これだから十分でもう慢心しているつもりもございませんで、あの、これからもどういったことが効果的な子育て、或いは子育てされる環境に優しい町にできるのかは十分検討しながらですね、進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長（寺迫君）

中西君。

6 番（中西君）

私の再質問がああ、ちょっとたどたどしくなってしまうて、あの大変聞き取りづらかったかと思うんですが、ただこれから町のために新しい町長の中で考えていただけるとご回答だったと思いますので、私の一般質問これで終わりたいと思います。

どうも有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、中西君の質問を終わります。

次に、1番 前田君の発言を許します。 1番 前田君。

1 番（前田君）

議長のお許しをいただきましたので、私から子どもの安全対策について教

育長にお伺いをいたします。

去る5月23日、滋賀県の大津市において一般車の事故で散歩中の保育園児が巻き込まれる事故が起き、同28日には、神奈川県川崎市において、無職で引きこもりの傾向のある51歳の男が、スクールバスを待っていた通学途中の数多くの子どもを刃物で斬りつけるという、大変痛ましい事故が起きております。この件以降、テレビや新聞では子ども達の登下校の安全対策について活発に議論されておりますが、社会的反響が大きい事件だけに本町でも引き続き、子ども達の安全については万全を期する必要があります。

特に本町は、子どもの大型遊戯施設を有しており、年間をとおして多くの子ども達、保護者が来場し楽しく遊んでいただいております。今年1月には子ども子育て応援宣言の町として新たな一步を踏み出しています。子ども達の安全対策には特段の配慮が必要と思います。

ここで質問ですが、一つ目は、5月に起きた事故、殺傷事件に対して、本町では具体的にどのような対策をしたのか。

二つ目は、スポーツセンター前の町道についてですが、子どもが横断することが多く、事故が起きる前に横断歩道の設置を求める意見があります。横断歩道の設置に向けた考えとこれからの対応について、以上、二つの項目について教育長にお伺いをいたします。

以上です。

議 長（寺迫君）

教育長。

教 育 長（小林君）

前田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、子どもの安全対策、とりわけ不審者対応についてであります。本町ではこれまでも登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合には、学校から教育委員会や警察等へ通報するとともに、全教職員で不審者情報を共有した上で、学校危機管理マニュアルに従って保護者への連絡をはじめ教職員による集団下校を行うなど、万全を期して児童生徒の安全確保に努めてきたところであります。社会を震撼させた今回の事件では、その緊急性、重大性、波及性を考慮し、小、中学校に登下校の安全を確保するよう文書を発

出すると同時に、町内校長会において、児童生徒の安全確保の再点検を実施するよう指導いたしました。

また、警察とも連携を図り通学路や校区内の巡回を行うとともに、地域の防犯パトロール員の方々には文書を渡して安全面での協力を改めてお願いするなど、児童生徒の安全確保を図ったところであります。本町におきましては、これまで特に大きな事故もなく、子ども達が元気に安心して登下校できるのは防犯パトロール員の皆様のお陰と深く感謝しているところでありますが、今後共、学校関係者はもちろん防犯パトロール員の皆様とも連携を一層緊密にしながら子ども達の安全指導に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、横断歩道の設置についてであります。教育委員会といたしましては、前田議員の貴重なご意見を真摯に受け止め、今後は町長部局とも連携を図りながら、横断歩道等の設置に向けて警察をはじめ関係機関等と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。前田議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）

前田君。

1 番（前田君）

ええと、有難うございました。ええと、横断歩道の件に対してはよろしいんですが、役場前の2条2丁目の交差点ありますよね、あそこにも柵があればもっと安全ではないかと、それは何故かといいますと、可動式の柵、可動式じゃないね、取り外し可能な柵っていうのがあればもっと安全ではないかと、あそこが一番あの、子ども達を通る場所になると思っておりますので、できればそういうところを考えていただければなと思っております。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

今のご質問ですけれども、ええと、殺傷事件ということではなくて交通安全ということですか柵というのは。

1 番（前田君）

柵は交通安全です。

町 長（澁谷君）

分かりました。

議 長（寺迫君）

教育長。

教 育 長（小林君）

ええとですね、子ども達の安全対策ということなので、これもですね、併せてですね、今後の子ども達の身を守るためにですね、どうしたらいいかということ含めて検討して行く必要があるのかなというふうに思いますので、そのように受け止めていただければというふうに思いますけれども、よろしくをお願いします。

1 番（前田君）

有難うございました。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

実はあの道路、うちの管理道路ではないものですから、国と北海道が管理している、南北は北海道が管理している道路でありまして、東西は国が管理している道路でありますので、こちら国に要望する前にどういった状況が望ましいのかしっかり検討して、あった方が、まあ安全では間違いありませんけれども、あることによって何か弊害がでるかもしれません、その辺も十分検討した後に国、道に要望してまいりたいというふうに思っております。

議 長（寺迫君）
良いですか。

1 番（前田君）

有難うございました。本当に貴重な意見、意見と言うかあの、要望させて
いただきました。本当に貴重なあの、意見有難うございました。
これで一般質問終わらせていただきます。

議 長（寺迫君）
以上で、前田君の質問を終わります。

（日程第7 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」

議 長（寺迫君）

日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町
町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」を議題といたします。
本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、承認第1号に対しての質疑に入ります。（なしの声）質疑なしと
認めます。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第1号は、原案どおり承認することにご異議ござ
いませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

**（日程第8 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔平成30年度秩父別町一
般会計補正予算（第9号）について〕」**

議 長（寺迫君）

日程第 8、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度秩父別町一般会計補正予算（第 9 号）について〕」を議題といたします。
本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、承認第 2 号に対しての質疑に入ります。（質疑なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第 2 号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、承認第 2 号は原案どおり承認することに決定いたしました。

（日程第 9 報告第 1 号「平成 30 年度秩父別町繰越明許費に係る歳出予算の繰越した経費の報告について」）

議長（寺迫君）

日程第 9、報告第 1 号「平成 30 年度秩父別町繰越明許費に係る歳出予算の繰越した経費の報告について」を議題といたします。

本案件に対しての、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、報告第 1 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

報告第 1 号は、これにて報告済みといたします。

（日程第 10 報告第 2 号「町出資法人の事業報告について」）

議長（寺迫君）

日程第 10、報告第 2 号「町出資法人の事業報告について」を議題といた

します。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、報告第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。
(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

報告第2号は、これにて報告済みといたします。

午後1時30分まで休憩といたします。

休 憩 午後12時01分

再 開 午後 1時30分

それでは、再開をいたします。

(日程第11 議案第28号「秩父別町森林環境譲与税基金条例の設定について」)

議長（寺迫君）

日程第11、議案第28号「秩父別町森林環境譲与税基金条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 産業課長。

産業課長（竹内君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第28号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと

認めます。

お諮りいたします。議案第28号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案どおり可決いたしました。

(日程第12 議案第29号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (寺迫君)

日程第12、議案第29号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議長 (寺迫君)

これより、議案第29号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第29号は、原案どおり決定することに異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案どおり可決いたしました。

(日程第13 議案第30号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (寺迫君)

日程第13、議案第30号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第30号に対しての質疑に入ります。 金子君。

2 番（金子君）

ちょっと消費税法、勉強不足で大変恥ずかしいんですけども、あの、消費税改正に伴う、改定ですか、所有権移転の分はわかりますが、それ以外の物は値上げしてないんですけども、それ何か理由が、消費税法の対象外ということなんでしょうか。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

ええとあの、金子さんのご質問にお答えいたしますけども、他についてうちの町がいただくお金でございまして、今改正した分につきましてはお金をいただいて、うちがそのままトンネルでお支払いしているので、何ていうんですか、例えば農業関係で登記した時にその方から、農家の方から負担いただいて、それでうちがトンネルでお渡ししているからなのでそれ以外については、例えば身分証明だとか住民票の写しだとか、すべてうちが直接いただいているお金でございまして、まあ上げてもいいんですけども上げる必要もないということで今回は見送らせていただきました。

議 長（寺迫君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時43分

再 開 午後 1時43分

再開いたします。

他に質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第30号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決いたしました。

(日程第14 議案第31号「秩父別町多目的研修施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第15 議案第32号「秩父別町温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第14、議案第31号「秩父別町多目的研修施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第15、議案第32号「秩父別町温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、以上の2案件を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第31号、議案第32号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子君。

2 番 (金子君)

ただ今、手数料の引き上げということで説明をいただきましたけども、あのまあ、これ全部あの、振興公社の収入になってますが、先程あの、冒頭昼前ですか、振興公社の事業報告いただきましたが、この実績に基づいてですね、値上げした後およそどれぐらいの増収になるのか、その辺計算をしてい

れば教えていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（中野君）

ただ今の改正後の収入がどれぐらい増額になるかというようなご質問かと思えますけども、平成30年度の宿泊の実績、実際に宿泊した方が同等程度この宿泊されたということを仮定しますと、800万程度改正によりまして増収、使用料の増額を見込んでいるところでございます。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。
他に質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

あの、両方の議案の備考欄でしょうか、30パーセントを上限に割増料金を徴収できるとなっておりますけども、これは現行もあの、確か今は私の記憶では年末年始ぐらいが割増しっていう形になってると思うんですけども、それをほぼ想定しているのか、町長が定めることができるとしてございますけども、それ以外のことも想定されているのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

今もですね、年末年始お金は取れません、条例で決まっているものですから。それで一泊二食で泊まった時に高いというのは料理の料金を上げているということでございます。部屋代は条例で定めてあるものですから、で、管理委託しているものですから振興公社料理を上げるのは自由ですので、料理の料金が上がってるから正月の料金が上がっているということでございませ

て、部屋代は高く取っているわけではございません。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）

それでその備考には上げることは、上限に割増料金を徴収することができるとなってございますけども、まあこれらは摘要するようなことはあるのかわからないのかという、どういう想定なのかということをお聞きしたいんですけど。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

正直、当初は考えていなかった部分なんですけども、他の温泉施設がほとんどそういうふうな形で土、日は上げて、前日、或いは年末年始上げているということなものですから、それこそ来年4月の施行なものですから、どちらもですね、それまでにですね、あの、どの程度上げた方がいいのか含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第31号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第32号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決いたしました。

(日程第16 議案第33号「秩父別町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第17 議案第34号「秩父別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (寺迫君)

日程第16、議案第33号「秩父別町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第17、議案第34号「秩父別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について」、以上の2案件を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (永峰君)

別紙議案により説明

議長 (寺迫君)

これより、議案第33号、議案第34号に対しての質疑に入ります。

藤岡君。

5 番 (藤岡君)

上下水道の料金を改定するということですが、ちょっと私もあの、勉強不足であの、失礼するかもしれませんが、基本水量4立方までが昨年度でしたか、追加されて、少ない使用料の方は大変助かっているということだと思っておりますが、超過料金1平米につきという欄が空欄になってるんですが、これは、超過料金はこの4と6の間はないということによろしかったですか。

議長 (寺迫君)

建設課長。

建設課長 (永峰君)

はい、4トン料金、6トン料金につきましては、それを超えますと次の区分の料金適用、5トンであれば6トン料金、7トンであれば10トンまでの料金が適用されますので、超過料金は10トンを超えた場合のみ適用される

ものでございます。

議 長（寺迫君）
藤岡君。

5 番（藤岡君）

まあ、そういう決まりなのでどうしようもないのかなと思いますが、せっかく安く使われている少ない利用者の方が、4立方ちょっと超えただけでこの6トンまでいっちゃうっていうのはびっくりされるっていうケースはなかったのか、何とかならないのかっていうような話はなかったのか、もし分かる範囲で教えていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
建設課長。

建設課長（永峰君）

あの、直接ですね、その料金について役場、私どもの方にですね、そういうお話、要望等をお伺いしたことはございませんが、まあ実態としてかなり節約をされながら、トン数を気にされながら使用している方もいらっしゃるようでございます。そういう方がちょっと超えたような場合には、ちょっと使いすぎて残念だったというような声は耳にしたことがございます。

議 長（寺迫君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時04分

再開いたします。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

すいません、ちょっと頭悪いんで教えて下さい。あの、附則にありますね、施行日から令和元年10月30日までの間に確定したうんぬんってありますけども、これあの、具体的にぶっちゃけていうと12月の検針分からそうなるという意味ですか、11月からですか。

議 長（寺迫君）

建設課長。

建設課長（永峰君）

ちょっと説明が不足してたかと思います。大変申し訳ございません。あの、この附則の経過措置につきましては10月の、いわゆる10月の水道検針、これが10月の20日前後から4、5日間程度で行われます。ということは、9月の下旬の分、数日間がその検針料金に含まれるということになりますので、9月分は消費税8パーセントですので10月の検針分につきましては8パーセントと10パーセントが混在しているということになります。

ただし、10月1日現在で何トンでも9月までに使ったか、これを千数百世帯検針することは不可能でありますので、10月検針分につきましては混在しているため旧料金の8パーセントの消費税額を適用するというところでございます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第33号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第34号は、原案どおり決定することにご異議ご

ございませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

(日程第18 議案第35号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」)

(日程第19 議案第36号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」)

(日程第20 議案第37号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」)

議長 (寺迫君)

日程第18、議案第35号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、

日程第19、議案第36号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、

日程第20、議案第37号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、以上の3案件を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議長 (寺迫君)

これより、議案第35号、議案第36号、議案第37号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(ありませんの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

討論については、希望者がいないと思いますので直ちに採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第35号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第36号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第37号は、原案どおり決定することにご異議ご

ございませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案どおり可決いたしました。

(日程第21 議案第38号「令和元年度秩父別町一般会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第21、議案第38号「令和元年度秩父別町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案件に対しての、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第38号に対しての質疑に入ります。 岡崎君。

4 番 (岡崎君)

ええと、歳出のですね、2款、1項、4目、11節、印刷製本費140万というふうにご説明をいただきましたけども、ご説明では多国語のパンフレットを作るというふうに受け止めさせていただきました。そのパンフレットというのは具体的にどういうパンフレットなのか、あと、何か国語で表示する予定なのか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (寺迫君)

企画課長。

企画課長 (中野君)

ええと、パンフレットなんですけども、字体としては韓国語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、英語、簡体語、繁体語となっております。部数につきましては、1,400部を作製する予定でございます。いわゆる外国人向けの町のPRパンフレットを作成するというような内容でございます。

議 長 (寺迫君)

岡崎君。

4 番（岡崎君）

すいません、ちょっと耳が悪いのか全部で6か国語ぐらいですか。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（中野君）

7か国語。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

ええと、同じく企画費のですね、関係人口創出事業ということで2号補正でもあの、委託料補正をしておりますけども、まあその時あの、説明があったんであればちょっとお詫びを申し上げますが、その関係人口創出事業、最初はこの、総務課長の方からですね、定住人口、交流人口と区分してということで、地域と多様に関わる者を関係人口っていうふうに総務省は定義をしているようですけども、なかなかちょっとあの、抽象的ですね、うちの役場としてはどういう方をですね、想定してこの事業を進めるのか教えていただきたいと、それとですね、まあ先程もいいましたけど2号補正でも委託料補正をして、まあ、今回追加ということになりますけども、その委託の内容を教えていただきたいと思うんです。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（中野君）

まず、ただ今のご質問でございますけども、まあ今回、補正、企画費で提案した内容につきましては、6ページの歳入でも補正しておりますけども、

今回、総務省の国のモデル事業、関係人口創出拡大事業というものを本町が手を挙げまして採択を受けた内容でございます。まだ関係人口という言葉自体ちょっとあまり馴染のないところかなと思うんですけども、総務課長の説明もありましたとおり、国がいろいろ移住、定住策を検討するにあたって、第三者機関だとか、まあそういったところからも意見をいただいておりますね、実際に住んでいる移住者、あるいは観光目的で来る交流人口、まあそちらではなくていわゆるどちらでもなく、その町に関わる人材、まあそういったうちの町に関係をかつて持ったことがある、で、その方がうちの町に住んでないけども応援してくれる、まあそういった人材を増やすことによって今後、更には移住、定住にも繋がっていくんでないかと、そういったところに着目をした事業でございます。

本町につきましては、そういった関係人口の中の、まあ総務省のモデル事業でテーマがありましてですね、本町が採択いただいたテーマは訪日外国人の地域への関心を醸成する取組、これ国が定めた取り組みなんですけども、いわゆる外国人観光客が本町ここ数年、留学生が来ていただいている取り組みも実施しておりますけども、まあそういった取り組みも活かしながら関係人口を増やしていく、そういった取り組みの内容の事業でございます。

委託料の内容ということでございますけども、そういった大枠の事業がございまして、今回の委託関係ではですね、外国の旅行会社へのプロモーションに係る経費、それと多言語のパンフレット、まあそういったものの翻訳に係る経費、あと外国人の交流事業といいますか、そういったものに係る内容の委託の経費の82万4,000円と、委託料の金額でございます。

ちょっと適切な答弁がなんだかちょっとあれなんですけども、お答えとさせていただきます。

議 長（寺迫君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時27分

再開いたします。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。ないようですので質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第38号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

（日程第22 議案第39号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第22、議案第39号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案件に対しての、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第39号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第39号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案どおり可決いたしました。

（日程第23 議案第40号「令和元年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第23、議案第40号「令和元年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案件に対しての、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第40号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第40号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案どおり可決いたしました。

（日程第24 諮問案第1号「人権擁護委員の推薦について」）

議長（寺迫君）

日程第24、諮問案第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 町長。

町長（澁谷君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

本案件は人事案件でございますので、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決を行います。

お諮りいたします。諮問案第1号は、原案どおり適任であると答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、諮問案第1号は、原案どおり答申することに決定いたしました。

(日程第25 意見案第2号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」)

議 長（寺迫君）

日程第25、意見案第2号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の大野君、何か補足することはありませんか。

8 番（大野君）

ございません。

議 長（寺迫君）

ないようですので、本案件についてご意見を伺います。ございませんか。

(なしの声) ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第2号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第26 意見案第3号「日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書」)

議 長（寺迫君）

日程第26、意見案第3号「日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の藤岡君、何か補足することはありませんか。

5 番（藤岡君）

ありません。

議 長（寺迫君）

ないようですので、本案件についてご意見を伺います。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第3号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第27 所管事務調査の申し出について）

議 長（寺迫君）

日程第27、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長（白木君）

別紙により朗読

議 長（寺迫君）

委員会の所管事務調査の申し出についてご意見はございませんか。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

（日程第28 議員の派遣について）

議 長（寺迫君）

日程第28、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長（白木君）

別紙により朗読

議 長（寺迫君）

議員の派遣についてご意見はございませんか。（なしの声）ご意見がないようですのでお諮りいたします。議員の派遣については、原案どおり決定する

ことにご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。
よって、議員の派遣については、原案どおり決定いたしました。

(閉会宣言)

議 長 (寺迫君)

お諮りいたします。今期、定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。これをもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、以上で閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和元年第2回秩父別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

閉 会 午後 2時40分

令和元年 6 月 12 日

秩父別町議会議長 寺 迫 公 裕 様

総務経済常任委員会委員長 藤 岡 浩 文

委員会調査報告書

平成 31 年第 4 回臨時議会において本委員会に付託された閉会中の調査事件について、会議規則第 76 条の規定により次のとおり調査結果を報告します。

記

1 調査事項

(1) ベルパークちっぷべつの管理状況について

2 調査の経過

本委員会は、5 月 9 日に開催し、担当者から提出された資料に基づき説明を受け、現地調査を行った。

3 調査の結果及び意見

(1) ベルパークちっぷべつの管理状況について

ベルパークちっぷべつにおいて、ちっくるは、一昨年度から管理運営を振興公社が行っている。オープン当初だけでなく 3 年目の今も多くの来場者があり喜ばしい限りである。今年度からは、休日の時は入場制限をするなど、今のところ大きな混乱などないようだが、管理運営には十分注意しリピーターとして多くの来場者が来ることを望むところである。

「ベルパークちっぷべつ」来場者の駐車場が青年会館の取り壊しにより拡大はしたが、多くの方が来られた時、道の駅周辺に駐車し 1 丁目の道路を横断するが、事故がおきる前に万全な安全策を考えなければならないと思われる。

スポーツセンター周辺のミニゴルフ練習場だが通路に近くゴルフボールが通路側に飛ぶ恐れもあるので、安全上ネットを張るなど、特に多くの来場者がある休日においては、ミニゴルフ場利用者の理解を頂き休止の措置をと

るなどを考える余地があると思われる。

キャンプ場及びグラウンド外野の昨年工事した暗渠については、工事の成果が出ているようで、水はけもいい状態である。ただ秋工事で冬に差し掛かった為、芝生の状態があまり良くないようである。これから来場者がある季節だが合間で芝の管理をし、いい状態になるようお願いしたい。

屋外遊戯施設キュービックコネクション周辺においては、まだ芝の状態が良くないようであるが、キャンプ場と同じく多くの来場者のなか大変であるが、水撒きの時間を変えるなどし、芝の良い状態を保つよう管理をお願いしたい。

池の周辺においては、池に蓮の花が咲くなど時期によっては、見栄えがするなど憩いの場になっているが、現況の状態では、落ち葉などで池の中に堆積物があり浚渫が必要と思われるし、中心にかかる橋についても利用できないのであれば、改修や撤去が必要と思われる。

最後に1丁目東西のふれあいゾーン21は、今後道の駅リニューアルに係るので、多くの来場者が訪れる施設においては、秩父別町各施設の連携・PRが必要と思われる。